

群馬大学大学院医学系研究科病理コンサルテーション受託規程

平成29. 6. 20 制 定

改正 令 和 2. 5. 19

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院医学系研究科において行う病理コンサルテーション（以下「コンサルテーション」という。）については、この規程の定めるところによる。

(コンサルテーションの申込み)

第2条 コンサルテーションを依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、コンサルテーションの内容及び依頼する期間等について、あらかじめ群馬大学大学院医学系研究科と契約を締結しなければならない。

2 前項に定める契約は、受託事業契約として締結するものとし、国立大学法人群馬大学会計事務取扱規程第6条に規定する受託事業に係る分任出納命令役が行うものとする。

第3条 依頼者は、別紙様式による病理コンサルテーション申込書に必要事項を記載の上、標本作製材料を添えて提出しなければならない。

(申請の受理)

第4条 前条の申請があったときは、教育研究業務に支障のない限り受理するものとする。

(コンサルテーション料)

第5条 コンサルテーション料は別表病理コンサルテーション料金表によるものとする。

2 料金の納入時期及び方法等については、契約書に定めるとおりとする。

3 既納の料金は、いかなる事情があっても返還しない。

(結果の通知)

第6条 コンサルテーションを完了したときは、その結果を依頼者に通知するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、医学系研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

2 群馬大学大学院医学系研究科病理診断受託規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

3 この規程の施行前に、群馬大学大学院医学系研究科病理診断受託規程により受託した病理診断については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年5月19日から施行する。

別表

病理コンサルテーション料金表

- 1 パラフィン包埋組織標本（1部位につき）
10,000 円
- 2 凍結組織標本（1部位につき）
20,000 円
- 3 分子遺伝学的解析（1部位につき）
20,000 円

